

(2)2022年度利用者負担額等(保育料)基準表

0歳児クラスから2歳児クラスの保育料は以下のとおりです。

(3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料は無償となります。)

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (保育園・認定こども園・小規模保育園・保育ママを利用)			保育料(月額/円)					
階層	定義	きょうだい カウント	保育標準時間			保育短時間		
			1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	均等割のみ課税されている世帯		4,500 (1,500)	2,250 (0)	0 (0)	4,200 (1,400)	2,100 (0)	0 (0)
D-1	所得割 12,000円未満の世帯		5,100 (1,500)	2,550 (0)	0 (0)	4,500 (1,400)	2,250 (0)	0 (0)
D-2	12,000円以上30,000円未満		5,700 (1,500)	2,850 (0)	0 (0)	5,100 (1,400)	2,550 (0)	0 (0)
D-3	30,000円以上48,600円未満		6,400 (1,500)	3,200 (0)	0 (0)	5,800 (1,400)	2,900 (0)	0 (0)
D-4	48,600円以上52,000円未満		7,700 (2,300)	3,850 (0)	0 (0)	7,000 (2,100)	3,500 (0)	0 (0)
D-5	52,000円以上56,000円未満		9,900 (3,000)	4,950 (0)	0 (0)	9,200 (2,700)	4,600 (0)	0 (0)
D-6	56,000円以上60,000円未満		13,200 (4,000)	6,600 (0)	0 (0)	11,900 (3,600)	5,950 (0)	0 (0)
D-7	60,000円以上 68,000円未満		16,800 (5,000)	8,400 (0)	0 (0)	14,900 (4,500)	7,450 (0)	0 (0)
D-8	68,000円以上77,101円未満	年齢制限なし	19,700 (5,900)	9,850 (0)	0 (0)	17,700 (5,300)	8,850 (0)	0 (0)
D-9	77,101円以上80,000円未満		19,700	9,850	0	17,700	8,850	0
D-10	80,000円以上96,000円未満		22,900	11,450	0	20,300	10,150	0
D-11	96,000円以上116,000円未満		25,800	12,900	0	23,100	11,550	0
D-12	116,000円以上139,000円未満		28,800	14,400	0	25,900	12,950	0
D-13	139,000円以上162,000円未満		30,800	15,400	0	27,800	13,900	0
D-14	162,000円以上185,000円未満		32,800	16,400	0	29,600	14,800	0
D-15	185,000円以上208,000円未満		35,600	17,800	0	32,300	16,150	0
D-16	208,000円以上232,000円未満		38,200	19,100	0	34,700	17,350	0
D-17	232,000円以上258,000円未満		40,900	20,450	0	37,300	18,650	0
D-18	258,000円以上285,000円未満		43,300	21,650	0	39,600	19,800	0
D-19	285,000円以上313,000円未満		45,600	22,800	0	41,900	20,950	0
D-20	313,000円以上343,000円未満		48,000	24,000	0	44,200	22,100	0
D-21	343,000円以上373,000円未満		50,300	25,150	0	46,500	23,250	0
D-22	373,000円以上407,000円未満		53,000	26,500	0	49,100	24,550	0
D-23	407,000円以上441,000円未満		55,600	27,800	0	51,700	25,850	0
D-24	441,000円以上501,000円未満	58,300	29,150	0	54,400	27,200	0	
	501,000円以上	61,800	30,900	0	57,800	28,900	0	

※ ()書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。

※ 保育料は、各年度の4月1日時点の年齢に応じて決定されます。

※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除は、保育料算定上対象となりません。

※ A階層には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が属する世帯又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親が属する世帯を含みます。